

○用地調査等業務費積算基準の運用

1 都市計画認可事業に係る裁決申請書（案）等の作成（第 10－〔二〕－4 関係）

都市計画認可事業で裁決申請図書の作成を委託する場合（1 回目の委託時に限る。）の「表 10－2－4」は、下表を適用する。

なお、これにより難しい場合は、別途見積を徴収して対応することができるものとする。

種目	単位	職種	外業	内業	計	備考
裁決申請書 （案）等の作成	件	主任技師	－	0.33	0.33 人	
		技師 A	－	4.66	4.66 人	
		技師 B	－	4.66	4.66 人	

2 地盤変動影響調査に係る水準測量（第 15－〔一〕－4 及び 5 関係）

地盤変動影響調査算定要領第 9 条第 2 項第 1 号及び第 11 条の調査に当たり水準測量を実施する場合は、次のとおり積算するものとする。

(1) 基準点（公共水準点）を設置する必要がない場合

「表 15－1－2」又は「表 15－1－8」を適用するものとする。

(2) 基準点（公共水準点）を設置する必要がある場合

「表 15－1－2」又は「表 15－1－8」及び土木設計業務等標準積算基準書第 1 編測量編第 2 章測量業務標準歩掛第 3 節水準測量のうち、「3－2－2 水準点設置（永久標識以外）」を適用するものとする。

なお、積算に当たって、設計数量は、調査対象物の周長と任意の水準点までの距離（50m を標準とする。）の合計とする。

また、任意の水準点は事前・事後において使用するため、工事等により取り壊されることがなく、沈下等のおそれのない箇所に設置するものとする。